

議案第 1 号

亀山市行政不服審査会条例の制定について

亀山市行政不服審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市行政不服審査会条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、亀山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のために職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、企画総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。  
別表亀山市子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 7, 100円
-----------	------------